

第6期

第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画

令和4（2022）年4月 1日から

5年間

令和9（2027）年3月31日まで

岡山県

目 次

| | | |
|----|------------------------------|------|
| 1 | 計画策定の目的及び背景 | P 1 |
| | (1) 目的 | |
| | (2) 背景 | |
| 2 | 管理すべき鳥獣の種類 | P 2 |
| 3 | 計画の期間 | P 2 |
| 4 | 管理が行われるべき区域 | P 2 |
| 5 | 現状 | P 2 |
| | (1) 生息環境 | |
| | (2) 生息状況 | |
| | (3) 出没と捕獲の状況 | |
| | (4) 被害状況 | |
| 6 | 第5期計画の評価 | P 6 |
| 7 | 管理の目標 | P 7 |
| 8 | 目標を達成するための施策の基本的な考え方 | P 7 |
| 9 | 管理に関する事項 | P 7 |
| | (1) ゾーニング管理 | |
| | (2) 捕獲数の管理 | |
| | (3) 有害鳥獣捕獲許可による捕獲 | |
| | (4) 狩猟による捕獲 | |
| | (5) 錯誤捕獲の防止 | |
| 10 | 生息地の保護及び整備に関する事項 | P 9 |
| 11 | 被害防止対策に関する事項 | P 9 |
| | (1) 人身被害の防止 | |
| | (2) 精神的被害及び生活被害の防止 | |
| | (3) 被害防止体制の整備及び情報の共有 | |
| | (4) 普及啓発及び広報活動 | |
| 12 | その他管理のために必要な事項 | P 11 |
| | (1) モニタリング等の調査 | |
| | (2) 計画の実施体制 | |
| | (3) 人材の配置及び育成 | |
| | (4) 広域連携による保護管理 | |
| | 参考資料 | P 12 |
| | 1 これまでの取組 | |
| | 2 クマ類の個体数水準と保護・管理の目標及び捕獲上限割合 | |
| | 3 岡山県におけるクマの捕獲状況 | |

1 計画策定の目的及び背景

(1) 目的

本県におけるツキノワグマの地域個体群の維持を図りながら、人身被害発生リスクや精神的被害等の低減を図るため、本計画を策定する。

なお、本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2の規定に基づき、第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画として策定する。

(2) 背景

ツキノワグマは、植物食性の強い雑食性で、季節に応じてドングリ等の堅果類、ウド、アザミ等の高茎草本類、昆虫等を主食とする大型ほ乳類であり、自然環境の保全や生物多様性の確保のバロメーターとなるアンブレラ種として多様な遺伝資源の保存に貢献することから、学術的にも貴重な存在となっている。

しかし、生息には広い行動圏域を必要とすることから、生息密度、繁殖率ともに低く、また、古くから狩猟による捕獲の対象となり、胆のうが漢方薬として珍重されたことから生息数は減少の一途をたどるとともに、森林植生の改変や開発行為による生息域の分断等の影響を大きく受けてきた。

このため、平成3(1991)年には環境省のレッドデータブックにおいて、兵庫県、鳥取県、岡山県の3県にわたって生息している東中国地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」として掲載されるとともに、本県では、平成4(1992)年から猟友会が狩猟を自粛してきた。

さらに、平成11(1999)年には鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律が改正され、科学的・計画的な鳥獣の保護管理を推進するために特定鳥獣保護管理計画制度が創設され、本県では、平成12(2000)年に第1期目となるツキノワグマ保護管理計画を策定し、狩猟による捕獲を禁止した。また、同じく兵庫県では平成15(2003)年に、鳥取県では平成19(2007)年に保護管理計画が策定されている。

このような取組の結果、東中国地域個体群の推定生息数は増加傾向にあり、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編・平成28年度)」(以下、「ガイドライン」という。)による安定存続地域個体群へ移行しつつあると考えられることから、平成29(2017)年3月に策定した第5期ツキノワグマ保護計画では、狩猟による捕獲を一部解禁(狩猟期間を制限、捕獲数の上限を設定)している。

その後、出没件数については年々増加傾向にあり、特に近年は高止まりで、人の生活圏への出没が顕著となっており、地域住民の精神的被害だけでなく人身被害発生のおそれも高まっている。

こうした中、本県では、被害防止対策や出没への対応、普及啓発等を行う「特定鳥獣専門指導員」(以下、「専門指導員」という。)を県事務所に配置し、また、出没への迅速な対応を図るため、市町村への有害鳥獣捕獲許可の権限移譲を進めている。

(参考資料「1 これまでの取組」を参照)

2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）

3 計画の期間

令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

ただし、計画期間内であっても、生息状況又は社会状況等に大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

4 管理が行われるべき区域

岡山県全域

5 現状

(1) 生息環境

本県では、主に県北部の中国山地がクマの生息域とされてきたが、県中南部の隆起準平原においても出没が確認されている。（図1）

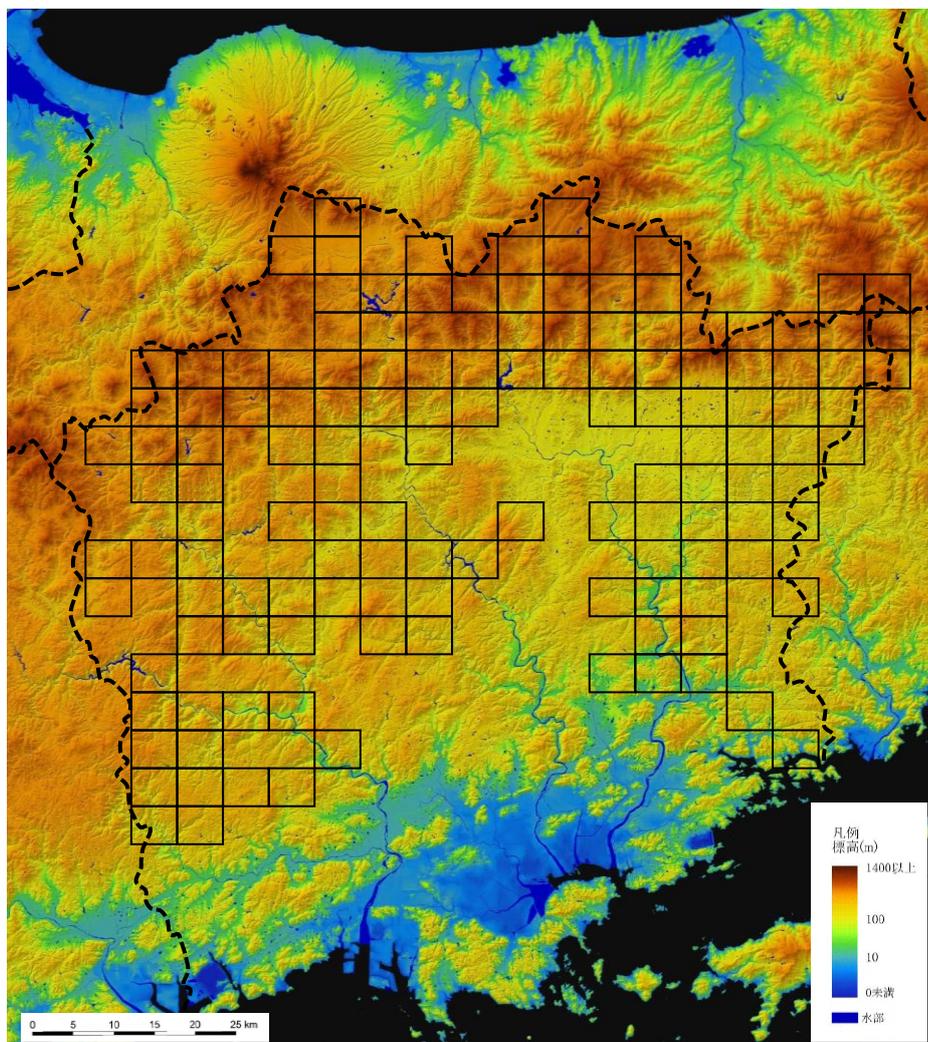


図1 岡山県におけるクマの出没位置と地形

出没位置メッシュ（平成29(2017)年度～令和3(2021)年度、岡山県）

標高地形図（国土地理院ウェブサイト（https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/Laser_map.html）、デジタル標高地形図を加工して作成）

(2) 生息状況

ア 生息域

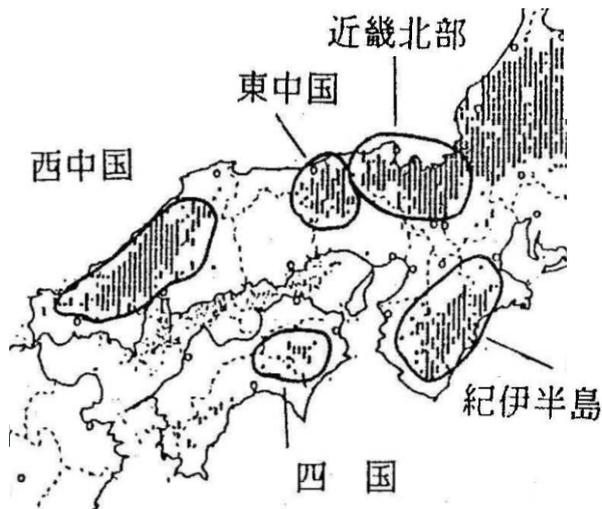


図2 クマの保護管理ユニット区分

出典：自然環境研究センター

「平成10年度クマ類の生息実態等緊急調査報告」

「平成10年度クマ類の生息実態等緊急調査報告」(自然環境研究センター、1999)によると、東中国地域個体群は、兵庫県、鳥取県、岡山県にわたって生息しており、県内では北東部が生息域とされていた。(図2)

環境省が実施した「第6回自然環境保全基礎調査(2003年度)」と「平成30年度 中大型哺乳類分布調査(2010~2017年度)」の生息情報の比較によると、全国的にクマの生息域が拡大している。分布メッシュ(5kmメッシュ)の数は、2003年度調査との比較において、兵庫県で1.7倍、鳥取県で2.4倍、岡山県で3.8倍の増加率となっており、本県の増加率は全国1位となっている。(図3)

また、東中国地域個体群と同様に、西中国地域個体群(島根県、広島県、山口県に分布)においても生息域が拡大している。

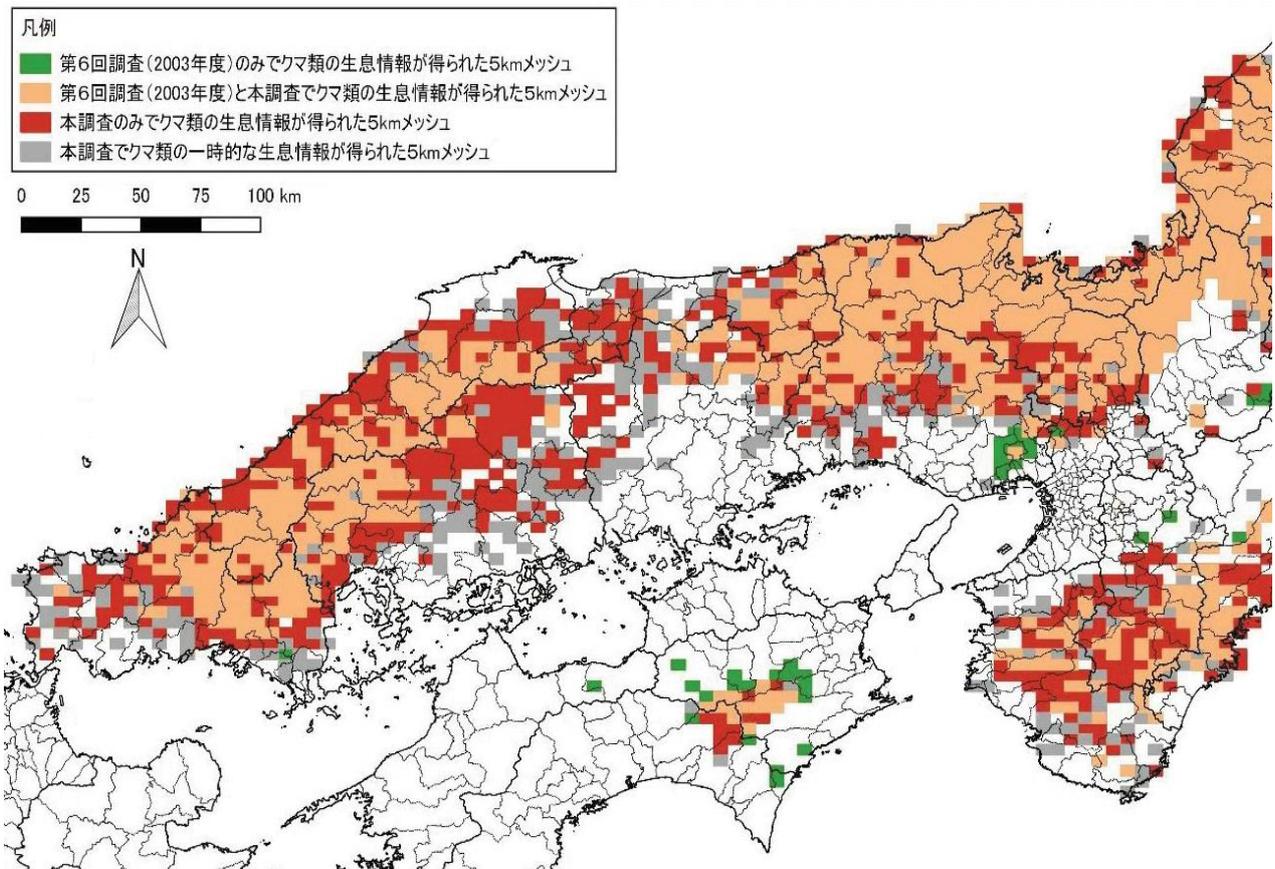


図3 クマの生息情報が得られた5kmメッシュ

出典：環境省「平成30年度 中大型哺乳類分布調査」

イ 推定生息数

「平成4年度クマ類の生息実態等緊急調査報告書」（自然環境研究センター、1993）によると、東中国地域個体群の個体数は約150～200頭と推定されていた。

また、本県の「ツキノワグマ問題検討委員会報告書」（平成11年3月）では、県内に生息している定住個体は4頭であり、他県から移動してくる回遊個体を含めても、県内で活動しているクマは10頭程度と推定されていた。

本県では、これまでのモニタリング調査の結果等により、独自に県内のクマの生息数を推定してきたが、県境を越えて移動する個体が確認されていることから、同様に独自推定を行っていた関係県との連携による地域個体群単位での生息数の推定が必要となった。このため、平成30(2018)年度に設立した京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県で構成する「近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会」（以下、「広域協議会」という。）において、各府県の捕獲等のデータを一元管理するシステムを構築した。

広域協議会において、このシステムを活用することにより、各府県で重複してカウントされていたデータを照合した上で統合し、令和2(2020)年の東中国地域個体群の生息数を推定した。その結果、推定生息数は、中央値で844頭(95%信用区間651～1093頭)となり、東中国地域個体群は、環境省のガイドラインによる安定存続地域個体群(800頭程度以上)に移行しつつあると考えられる。

(参考資料「2 クマ類の個体数水準と保護・管理の目標及び捕獲上限割合」を参照)

(3) 出沒と捕獲の状況

県内におけるクマの出沒については、平成12(2000)年度以降、地域住民等からの情報提供を受けて調査を実施している。

平成16(2004)年及び平成22(2010)年、平成28(2016)年に大量出沒があったが、全体として増加傾向となっており、第4期計画期間の県全体の出沒件数539件に比べて、第5期計画期間は879件と約1.6倍になっており、特に近年の件数は高止まりの傾向となっている。(図4)

捕獲状況については、平成12(2000)年度から令和3(2021)年度までに捕獲されたクマは延べ300頭で、そのうち2/3を錯誤捕獲が占めており、適正な捕獲の指導が必要となっている。

また、平成29(2017)年度から一部解禁した狩猟による捕獲は、令和3(2021)年度末までで4頭となっている。

(参考資料「3 岡山県におけるクマの捕獲状況」を参照)

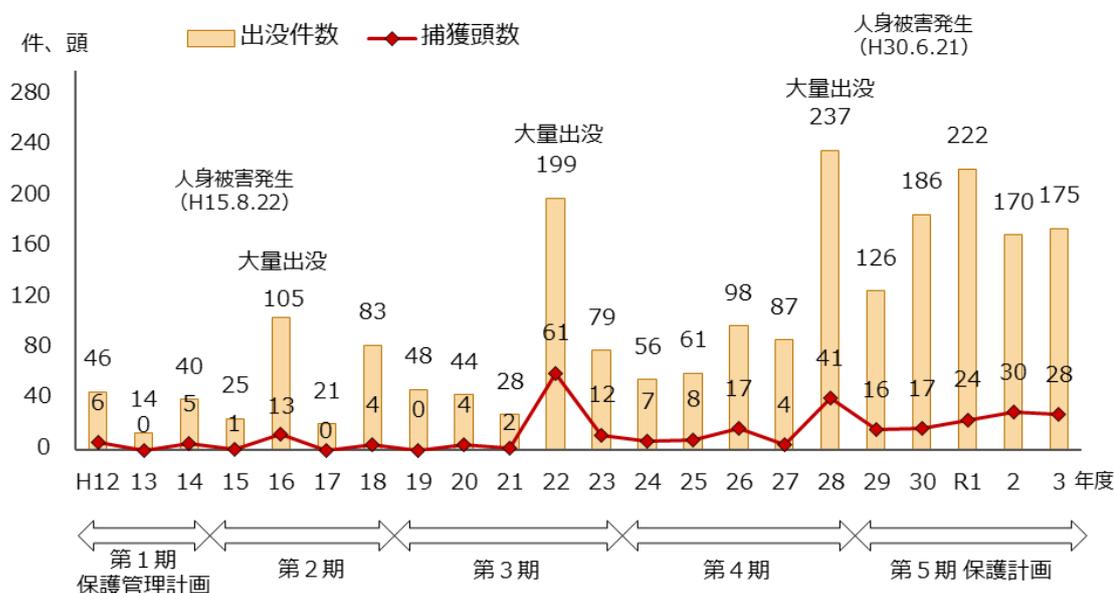


図4 県内におけるツキノワグマの出沒状況（岡山県）

出没する地域は県北東部が多く、第5期計画期間の勝英地域（美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村）における出没件数は県全体の約7割を占めている。（図5）

一方で、恒常的生息域ではない又は出没や捕獲実績がなかった県南東部や南西部地域においても出没や捕獲の事例があり、近年では、平成28(2016)年度に吉備中央町、29(2017)年度に井原市、30(2018)年度に総社市で初出没（目撃）があったほか、令和元(2019)年度に備前市日生や同市吉永町で目撃、令和3(2021)年度には備前市閑谷での捕獲があり、現場対応を求められる地域が拡大している。

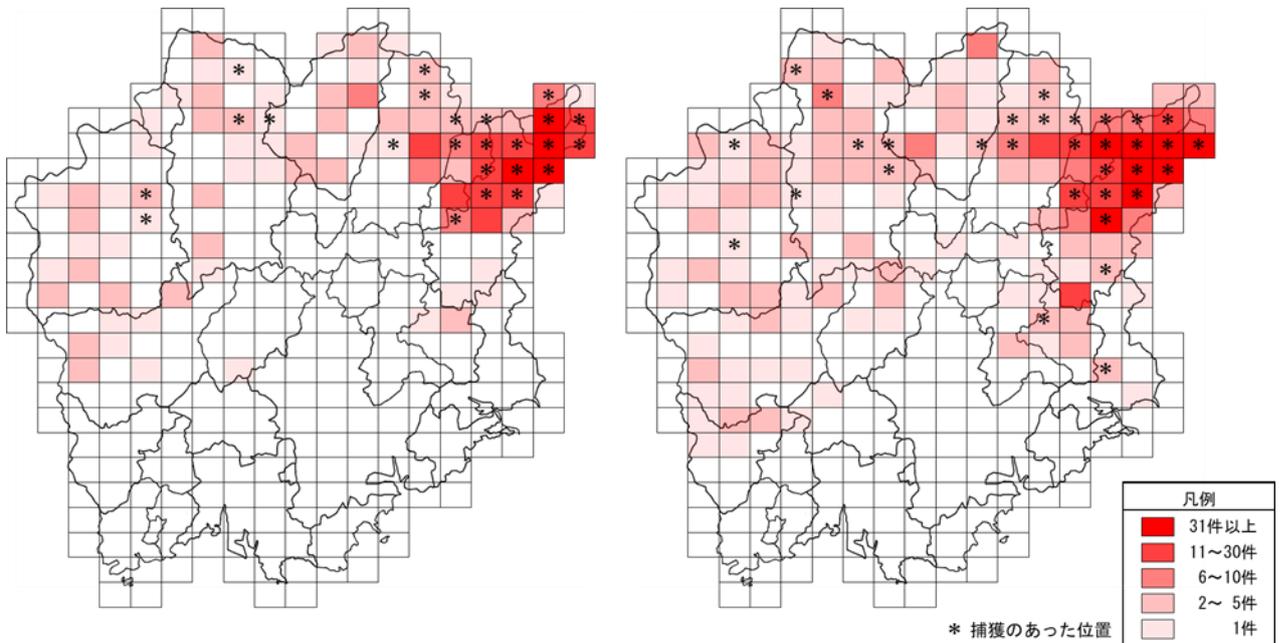


図5 出没位置と件数

（左：平成24(2012)年度～平成28(2016)年度、右：平成29(2017)年度～令和3(2021)年度、岡山県）

(4) 被害状況

出没件数の多い地域では、年や季節による変動はあるものの、クマの痕跡や目撃、捕獲の情報により、地域一帯が注意と緊張を強いられる精神的被害が発生している。

また、頻繁にクマが出没する状況から夜間外出や児童生徒の通学が制限されるなど、生活面での問題も発生している。

農業関係としては、養蜂や果樹への被害があるが、特に民家の庭や集落内に植えられているカキが食害を受けており、その他、クリやモモ等にも被害が及んでいる。

なお、他県では林業関係の被害としてクマ剥ぎが知られているが、県内では報告されていない。

また、平成15(2003)年度と平成30(2018)年度には、人身被害が発生している。（表1）

表1 人身被害発生状況

| 年月日 | 場所 | 被害者年齢 | 被害の状況 | その後の対応 |
|---------------------|-----------|-------|-------------------------|---------------------------------|
| H15. 8. 22 午前9時 | 美作市 後山 | 51歳 | 山中で親子のクマと遭遇し、頭部、顔面に爪痕 | 注意喚起の強化及び有害鳥獣捕獲許可 |
| H30. 6. 21 午前10時 | 美作市 真殿 | 63歳 | 自宅裏山でクマと遭遇し、右腕、右足太ももに爪痕 | 6/22緊急対策会議 注意喚起の強化及び有害鳥獣捕獲許可 |

6 第5期計画の評価

第5期ツキノワグマ保護計画では、出没や生息域、推定生息数の状況から、平成12(2000)年度から禁止してきた狩猟による捕獲について、狩猟期間を制限し、捕獲数の上限を設定した上で解禁した。

狩猟による捕獲の他、有害鳥獣捕獲許可による捕獲（以下、「有害捕獲」という。）の件数は、第4期計画期間中の13件から第5期計画期間中は60件と4.6倍になっており、人とクマとの軋轢の拡大が懸念される事態となっている。

また、錯誤捕獲への対応については、クマ出没時の調査や不動物等の現場対応にあたる専門指導員を中心とした体制を整備し、放獣の件数は、前計画期間中の56件から52件と同程度となっている。

このような状況の中で、東中国地域個体群の令和2(2020)年における推定生息数の中央値は800頭を超え、個体群として安定して存続できる生息数まで回復しつつあると考えられ、これまでのクマを保護するという目的は、おおむね達成できたものと評価できる。

その一方で、近年は出没件数が高止まりの傾向にあり、さらに、生息域の拡大が顕著となっていることから、精神的被害や生活面での制限が発生している。

こうした状況に対して、県事務所に配置した専門指導員が地域住民等から出没の一報を受けて聞き取りや現地確認を行い、その結果により、市町村や猟友会等と連携して追い払いや被害防止の普及啓発を行っている。また、誤報であってもその結果を発見者や地域に伝えることで住民の不安を取り除き、安心を提供する重要な役割を果たしている。このほか、専門指導員は錯誤捕獲個体の麻酔銃による不動物や調査計測、地域住民を対象とした出前学習講座の開催を行うなど、本県におけるクマ対策の要というべき役割を担っており、初動に当たる県や市町村職員の現場対応力の強化と併せて、継続した配置と育成が必要である。

さらに、県内に生息するクマには、マイクロチップや耳標の情報により県境を越えて移動する個体が確認されていることから、地域個体群を対象として関係府県が連携し、共通した方針に基づいて広域的な保護管理に取り組む必要がある。

今後は、誘引物の除去等クマを人の生活圏に寄せつけない予防措置と併せて人とクマとのすみ分けを図るゾーニングの設定により、被害防止対策を適切に実施していくことが必要となっている。

7 管理の目標

県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し、併せてツキノワグマの地域個体群の維持を図る。

8 目標を達成するための施策の基本的な考え方

- ・人とクマとのすみ分けを図るゾーニング管理により、区分ごとに被害防止対策を実施する。
- ・人の生活圏に繰り返し出没した個体等は有害捕獲し、また、狩猟による捕獲についても一部解禁するが、地域個体群の維持を図るため、推定生息数に応じて捕獲数の上限を定めるとともに錯誤捕獲の防止に努める。
- ・近隣県との連携による捕獲個体のモニタリングや地域個体群の生息数の推定等、広域的な保護管理を実施する。

9 管理に関する事項

(1) ゾーニング管理

人とクマとの軋轢の低減を図るため、ゾーニングによる区分ごとにそれぞれの被害リスクに応じた被害防止対策を実施する。

人の生活圏や緩衝地帯では、誘引物の除去等の予防措置によりクマの侵入を防ぎつつ、有害捕獲を行う。また、奥山等クマの生息地では、入山者への注意喚起等を行うとともに地域個体群が維持できる対策を実施する。(表2、図6)

表2 ゾーニングの定義と被害リスクに応じた被害防止対策

| 区分 | 人の生活圏 | 緩衝地帯 | クマの生息地 |
|--------|--|------------------------------|---------------------|
| 定義 | 市街地、集落、農地、公共施設、日常的に歩行者が利用する生活道路等人の活動地域 | 人の生活圏の周辺（概ね200mの範囲） | 奥山等人の生活圏及び緩衝地帯以外の区域 |
| 被害リスク | 住民の人身被害や精神的被害、生活面での制限 | 農業者、林業従事者、入山者等の人身被害 農林業被害 | 入山者等の人身被害 |
| 被害防止対策 | 誘引物の除去等の予防措置 出没時の追い払い 有害捕獲 | | 生息地の保護及び整備 学習放獣 |
| | 住民への注意喚起 | 農業者等への注意喚起 錯誤捕獲の防止 | 入山者等への注意喚起 |



図6 ゾーニングのイメージ

(2) 捕獲数の管理

管理の基本単位は東中国地域個体群とし、被害リスクを低減しつつ地域個体群の維持を図るためには、乱獲等による急激な生息数の減少に対する配慮も必要であることから、捕獲数について上限を設ける。

捕獲数の上限は、広域協議会が推定した東中国地域個体群の生息数に応じて、環境省のガイドライン等を参考に年度毎に設定するが、地域個体群の維持を担保するために設定するものであり、捕獲目標として扱うものではない。

(3) 有害鳥獣捕獲許可による捕獲

人の生活圏に繰り返し出没した場合又は人身被害発生の危険性が高い場所に出没した場合については、有害捕獲により原則殺処分する。

なお、9(1)のゾーニングによる区分ごとに実施する被害リスク低減のための施策と併せて地域個体群の維持を図るため、東中国地域個体群の推定生息数に応じて、環境省のガイドラインが示す個体数水準により次のとおり取り扱う。

| 推定生息数 (中央値) | 人の生活圏 | 緩衝地帯 | クマの生息地 |
|----------------|---------|------|---------------------------|
| 400頭未満 | 有害捕獲を実施 | | 有害捕獲は実施しない ^(※) |
| 400頭以上 | | | |

※ 人身被害の発生が危惧されるなどの場合は実施

また、広域協議会における東中国地域個体群の総捕獲数が9(2)の捕獲数の上限に達した場合であっても、地域住民の精神的被害や人身被害、農林業被害の防止のために必要と認められる場合には、有害捕獲を認める。

(4) 狩猟による捕獲

環境省のガイドラインを踏まえ、東中国地域個体群は当面絶滅のおそれはない状態であると考えられることから、狩猟による捕獲の一部解禁を継続するが、急激な生息数の減少を避けるため、引き続き、狩猟期間を制限し、捕獲数の上限を設定する。

狩猟期間 : 11月15日から12月14日までの30日間

捕獲数の制限 : 捕獲数が9 (2) による捕獲数の上限に達したとき、又は達することが予測される場合には、狩猟の自粛を要請

ただし、広域協議会が推定した東中国地域個体群の生息数に応じて、被害リスクの低減と併せて地域個体群の維持を図るため、次のとおり取り扱う。

| 地域個体群の推定生息数 (中央値) | 被害リスクの低減 | 地域個体群の維持 |
|----------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 400頭未満 | 有害捕獲の実施 (捕獲された個体については、可能な限り殺処分しない。) | 狩猟の自粛を要請 |
| 400頭以上 800頭未満 | 有害捕獲の実施 (捕獲された個体は原則殺処分する。) | |
| 800頭以上 | | 狩猟による捕獲の一部解禁 (狩猟期間及び捕獲数の制限) |

(5) 錯誤捕獲の防止

近年のイノシシやニホンジカの捕獲の強化に伴い、クマの錯誤捕獲が増加している。法令遵守の観点のみならず、地域個体群の維持、捕獲者及び地域住民の安全確保の観点からも、クマの目撃や痕跡等の出没が報告された場所では、箱わなの扉を一時的に閉めることや、くくりわなを移設するなどの防止措置を講じるよう指導を徹底する。

また、錯誤捕獲は目的外捕獲であり、法令を遵守する観点から錯誤捕獲個体は原則として放獣することとし、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行う。

10 生息地の保護及び整備に関する事項

特に奥地の人工林において、強度間伐や択伐による下層植生の回復や針広混交林化等の森林整備を推進する関係部局と連携を図り、地域個体群が維持できる生息地の確保に努める。

11 被害防止対策に関する事項

クマが出没する地域の住民や入山者等に対する人身被害をはじめ、精神的被害や生活被害を防止するため、市町村や地域住民等の理解と協力の下に、次のとおり予防措置を講じる。

(1) 人身被害の防止

ア 林業従事者や入山者等には、遠く離れた場所からクマに人の存在を知らせるとともに、不意の接近を予防するための鈴やラジオ等の携帯を奨励する。また、撃退スプレーや携帯電話・無線機の準備、複数で行動するなどの啓発を図る。

イ クマの出没情報が寄せられた場合には、市町村の有線放送等による速やかな地域住民への広報を行うとともに、登下校時の児童生徒に鈴を持たせるなど、身の安全を確保する措置を奨励する。

ウ 狩猟による捕獲にあたっては、狩猟者に対する安全講習会を実施し、事故防止を図る。

(2) 精神的被害及び生活被害の防止

ア クマを人の生活圏に誘引する原因の一つとなる生ゴミ等の処理を適切に行うよう、地域住民、事業者及び入山者に対して普及啓発を行う。

イ 誘引物となる放置されたカキやクリ等はできるだけ除去するか、クマが登れないよう地域全体で幹にトタンを巻くなどの指導を行う。

ウ 栽培作物や養蜂巣箱に執着する個体を生み出さないよう、恒常的な出没や被害が発生する地域については、電気柵の設置を進めるなどの予防措置の徹底を指導する。また周囲の藪を刈り払い見通しをよくするなど、クマが出没しにくい環境の整備について普及啓発を行う。

(3) 被害防止体制の整備及び情報の共有

ア 被害防止対策に係る情報共有等、関係機関の連携を強化するため「ツキノワグマ被害防止対策会議」を設置する。

イ 出没が多い美作県民局管内において、現場対応力を強化するため、市町村や警察署等との相互連携による「美作地域ツキノワグマ現地対策マトリックス」を組織し、被害防止や捕獲の体制を整備する。また、他の県民局にあっても、関係機関による連絡会議の開催等、出没状況に応じた体制の構築を図る。

ウ 早期に被害防止対策が取れるよう、地域住民や市町村、県の連携を密にし、迅速な出没情報の収集と共有に努める。

エ 有効な被害防止対策に関する情報の収集に努めるとともに、これらの採用について検討し、配備や普及を図る。

オ ブナ、ミズナラ、コナラ等のブナ科堅果類の豊凶調査の実施により秋季の出没予想を行い、大量出没に備えた早期の対策を実施する。

カ 出没への迅速な対応を図るため、市町村への有害鳥獣捕獲許可の権限移譲を推進する。

(4) 普及啓発及び広報活動

ア クマの出没情報が寄せられた場合は、市町村の広報車や防災無線、ケーブルテレビ等を活用し、専門指導員による現地確認の結果を地域住民や農林業者等への確かつ迅速に伝達するよう努める。

イ クマの出没が多い地域の住民等を対象とした被害防止対策に関する出前学習講座の開催、クマの生態情報や被害防止対策を記したパンフレットや広報誌の配布により、地域内での対策について普及啓発を図る。

ウ 関係機関が連携し、入山者や観光客へのパンフレットの配布、出没のあった場所等への注意事項を示した標識や看板の設置により注意喚起を行う。

エ 被害防止対策や地域個体群の維持に関して、県民の幅広い理解と協力を得るため、県の広報媒体やホームページによる普及啓発を行う。

12 その他管理のために必要な事項

(1) モニタリング等の調査

放獣する個体にマイクロチップ及び耳標を装着して生息状況調査を行うとともに、殺処分された個体や交通事故により死亡した個体等についても可能な限り生態把握に努める。

また、蓄積された捕獲個体や出没の情報を広域協議会で共有し、東中国地域個体群の生息状況の把握に努める。

(2) 計画の実施体制

ア 人家周辺や農地等への出没情報の速やかな収集連絡体制、出没状況の調査、被害防止対策、有害捕獲及び錯誤捕獲に係る対応等については、別に定める。

イ 本計画の実施状況や個体群の状況変化等の分析・評価を行うため、関係機関、学識経験者等で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」を設置する。

(3) 人材の配置及び育成

本計画を実施するためには、地域住民や市町村、猟友会等の幅広い関係者との相互理解と協力を得ることが不可欠である。このため県では、被害防止対策や出没への対応、普及啓発等を担う人材として、引き続き専門指導員を配置する。

また、専門指導員や県職員、市町村職員等関係者が、国や県が行う研修や近隣県で実施される研修を受講することなどにより人材を育成し、現場対応力の強化を図る。

(4) 広域連携による保護管理

マイクロチップや耳標の情報により県境を越えて移動する個体が確認されており、また、近隣県においても生息域の拡大が問題となっていることから、行動圏域の広いクマの保護管理のためには、関係府県が連携しながら対応する必要がある。

このため、広域協議会において共通した方針に基づき、捕獲個体のモニタリングや地域個体群の生息数の推定を行うなど、広域的な保護管理に取り組む。

また、西中国地域個体群についても生息域が拡大傾向にあることから、島根県、広島県、山口県とも情報交換を行い連携に努める。

参考資料

1 これまでの取組

| 年 | 項目 | 内容 |
|----------|----------------------------|--|
| 平成 3年 | 環境省のレッドデータブックに掲載 | ・東中国地域に生息するツキノワグマ(東中国地域個体群)を絶滅のおそれのある地域個体群として掲載 |
| 平成 4年 9月 | ツキノワグマに係る狩猟の自粛 | ・大日本猟友会がクマ類の捕獲を自主規制 |
| 平成10年 3月 | ツキノワグマ生息調査報告書の作成 | ・平成8～9年度の2年間にわたり、岡山県ツキノワグマ研究グループに委託して調査を実施 ・県内の生息数は10頭程度と推定 |
| 11月 | ツキノワグマ問題検討委員会の設置 | ・岡山県が「ツキノワグマ問題検討委員会」を設置 ・3回にわたり検討委員会を開催 ・報告書作成(平成11年3月) |
| 平成11年 6月 | 鳥獣保護法改正 | ・特定鳥獣保護管理計画制度が創設 |
| 平成12年 4月 | 第1期ツキノワグマ保護管理計画策定(H12～H14) | ・「回遊個体を含めて最低限現状(10頭)程度の生息を維持」を目標 ・狩猟による捕獲を禁止 |
| 平成15年 3月 | 岡山県版レッドデータブックに掲載 | ・絶滅危惧種 |
| 4月 | 第2期ツキノワグマ保護管理計画策定(H15～H18) | ・「他県からの一時的な進入個体を含めて最低限現状(10頭)程度の生息を維持」を目標 ・狩猟による捕獲を禁止 |
| 4月 | 兵庫県が保護管理計画を策定 | |
| 8月 | 人身被害発生 | ・美作市後山 |
| 平成16年 | ツキノワグマ大量出沒 | |
| 平成19年 4月 | 第3期ツキノワグマ保護管理計画策定(H19～23) | ・「他県からの一時的な進入個体を含めて最低限現状(10頭)程度の生息を維持」を目標 ・狩猟による捕獲を禁止 |
| 4月 | 鳥取県が保護管理計画を策定 | |
| 平成22年 | ツキノワグマ大量出沒 | |
| 3月 | 岡山県版レッドデータブックに掲載 | ・絶滅危惧Ⅰ類 |
| 平成23年 9月 | 堅果類豊凶調査を開始 | ・平成22年の大量出沒を受けて、豊凶調査を実施 |
| 平成24年 3月 | 第4期ツキノワグマ保護管理計画策定(H24～H28) | ・「県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的維持を図る」を目標 ・狩猟による捕獲を禁止 |
| 4月 | ツキノワグマ対応マニュアルの作成 | ・市町村、関係機関等と連携して迅速な対応を図るため対応マニュアルを整備 |
| 平成24年 5月 | ツキノワグマ被害防止対策会議の設置 | ・県庁内関係部局等において被害防止対策に係る情報を共有するなど、連携の強化を図るため設置 |
| 5月 | 美作地域ツキノワグマ現地対策マトリックスの設置 | ・市町村、警察署及び県民局の相互連携による現場対応力の強化を図るため設置 |

| 年 | 項目 | 内容 |
|-----------|-----------------------------|--|
| 平成24年 10月 | 特定鳥獣専門指導員を配置 | ・美作県民局勝英地域事務所（1名） |
| 12月 | 個体数推定調査を開始 | |
| 平成26年 5月 | 鳥獣保護法の改正 | ・特定鳥獣保護管理計画が「第一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に区分 |
| 平成27年 4月 | 特定鳥獣専門指導員の追加配置 | ・美作県民局（1名） |
| 5月 | ツキノワグマ保護管理計画変更 | ・名称を「ツキノワグマ保護計画」に変更 |
| 平成28年 | ツキノワグマ大量出沒 | |
| 11月 | 兵庫県が狩猟を一部解禁 | ・兵庫県内の推定生息数が800頭を超えたことから、狩猟による捕獲を一部解禁 |
| 平成29年 3月 | 兵庫県がツキノワグマ管理計画を策定 | ・保護管理計画から管理計画に変更 |
| 4月 | 第5期ツキノワグマ保護計画策定 (H29～R3) | ・「県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的維持を図る」を目標 ・東中国地域個体群の推定生息数が800頭を超えたことから、狩猟による捕獲を一部解禁 |
| 4月 | 鳥取県がツキノワグマ保護計画を策定 | ・保護管理計画から保護計画に変更 |
| 4月 | 特定鳥獣専門指導員の追加配置 | ・美作県民局勝英地域事務所（1名） |
| 5月 | 特定鳥獣専門指導員の追加配置 | ・備中県民局新見地域事務所（1名） |
| 平成30年 4月 | 有害鳥獣捕獲許可の権限移譲 | ・美作市 |
| 6月 | 人身被害発生 | ・美作市真殿 |
| 10月 | 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会設立 | ・京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県により地域個体群の保護管理のため設立 |
| 令和元年 4月 | 有害鳥獣捕獲許可の権限移譲 | ・奈義町 |
| 5月 | 特定鳥獣専門指導員の追加配置 | ・美作県民局勝英地域事務所（1名） |
| 令和 2年 3月 | 岡山県版レッドデータブックに掲載 | ・絶滅危惧Ⅱ類 |
| 令和 3年 4月 | 有害鳥獣捕獲許可の権限移譲 | ・津山市、鏡野町、勝央町 |
| 11月 | 京都府がツキノワグマ管理計画を策定 | ・保護計画から管理計画に変更 ・狩猟による捕獲を解禁 |

2 クマ類の個体数水準と保護・管理の目標及び捕獲上限割合

| 個体数水準※ | 保護・管理の目標 | |
|---|--|--|
| | 分布域 | 個体数 |
| 1 (危機的地域個体群) 【成獣個体数】 100 頭以下 【分布域】 きわめて狭く孤立 | 分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する | 個体数水準 2 への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は成獣個体数の 3% 以下。 狩猟禁止。緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける。 |
| 2 (絶滅危惧地域個体群) 【成獣個体数】 100-400 頭程度 【分布域】 狭く、他個体群との連続性が少ない | 分布域及び周辺地域の環境保全と復元により、分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する | 個体数水準 3 への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は成獣個体数の 5% 以下。 狩猟禁止。 |
| 3 (危急地域個体群) 【成獣個体数】 400-800 頭程度 【分布域】 他個体群との連続性が制限 | 分布域の維持、分布域内の環境保全 | 個体数水準 3 の維持または水準 4 への引き上げ 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は総個体数の 8% 以下。 目標が水準 4 へ引き上げの場合は、全体の個体数ではなく、成獣個体数を基準に捕獲上限数を設定する。 |
| 4 (安定存続地域個体群) 【成獣個体数】 800 頭程度以上 【分布域】 広く連続的 | 分布域の維持、分布域内の環境保全 分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全 | 個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導 【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は総個体数の 12% 以下。 人間との軋轢が恒常的に発生している場合、軋轢軽減を目的として捕獲割合を 3% 上乗せする対応も可能である(全体の個体数の 15% 以下)。 |

※ 個体数水準の区分は、個体数を指標とするほか分布域の状況も考慮する。

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版（2022（令和4）年3月）」

3 岡山県におけるクマの捕獲状況

| 年 度 | 出没 件数 (件) | 狩猟 (頭) | 捕獲(頭) | | | | | | 備 考 |
|------|-----------------|-----------|----------|----------|----------|-----------|----|------|--------|
| | | | 有害 捕獲 | 錯誤 捕獲 | 学術 捕獲 | 交通 事故等 | 小計 | うち放獣 | |
| 平成元年 | — | | 1 | | | | 1 | | |
| 2年 | — | 2 | | | | | | | |
| 3年 | — | | | | | | | | |
| 4年 | — | 1 | 1 | | | | 1 | | 狩猟自粛 |
| 5年 | — | | | | | | | | |
| 6年 | — | | 1 | | | | 1 | | |
| 7年 | — | | | | | | | | |
| 8年 | — | | | 2 | | | 2 | 1 | |
| 9年 | — | | | | | | | | |
| 10年 | — | | | 1 | | | 1 | 1 | |
| 11年 | — | | | | 1 | | 1 | 1 | |
| 12年 | 46 | | | 3 | 3 | | 6 | 4 | 狩猟禁止 |
| 13年 | 14 | | | | | | | | |
| 14年 | 40 | | | 3 | 2 | | 5 | 4 | |
| 15年 | 25 | | | 1 | | | 1 | 1 | 人身被害発生 |
| 16年 | 105 | | | 6 | 6 | 1 | 13 | 11 | |
| 17年 | 21 | | | | | | | | |
| 18年 | 83 | | | 1 | 3 | | 4 | 2 | |
| 19年 | 48 | | | | | | | | |
| 20年 | 44 | | | 4 | | | 4 | 4 | |
| 21年 | 28 | | | 2 | | | 2 | 2 | |
| 22年 | 199 | | | 57 | 4 | | 61 | 60 | |
| 23年 | 79 | | | 10 | 2 | | 12 | 12 | |
| 24年 | 56 | | | 3 | 2 | 2 | 7 | 5 | |
| 25年 | 61 | | | 8 | | | 8 | 8 | |
| 26年 | 98 | | 1 | 16 | | | 17 | 11 | |
| 27年 | 87 | | | 4 | | | 4 | 4 | |
| 28年 | 237 | | 12 | 28 | | 1 | 41 | 28 | |
| 29年 | 126 | 1 | 2 | 12 | | 1 | 16 | 12 | 狩猟一部解禁 |
| 30年 | 186 | 1 | 8 | 7 | | 1 | 17 | 7 | 人身被害発生 |
| 令和元年 | 222 | 2 | 11 | 11 | | | 24 | 11 | |
| 2年 | 170 | | 18 | 12 | | | 30 | 12 | |
| 3年 | 175 | | 17 | 10 | | 1 | 28 | 10 | |